

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月3日
【会社名】	関西電力株式会社
【英訳名】	The Kansai Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 八 木 誠
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島3丁目6番16号
【電話番号】	06(6441)8821(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 西 澤 伸 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 関西電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3591)9261(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支社長 片 岡 正 憲
【縦覧に供する場所】	関西電力株式会社 京都支店 (京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地) 関西電力株式会社 神戸支店 (神戸市中央区加納町6丁目2番1号) 関西電力株式会社 奈良支店 (奈良市大森町48番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第89回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

別途積立金270,000,000円を取り崩す。

第2号議案 取締役全員任期満了につき17名選任の件

取締役として、森 詳介、八木 誠、生駒昌夫、豊松秀己、香川次朗、岩根茂樹、廣江 譲、橋本徳昭、迎 陽一、土井義宏、岩谷全啓、八嶋康博、白井良平、川邊辰也、井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏を選任する。

なお、井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏は、社外取締役候補者である。

<株主（1名）からのご提案（第3号議案）>

第3号議案 定款一部変更の件

第43条を新設する。

第43条 本会社は、「日本海で採掘可能な国産メタンハイドレート」と「尖閣諸島周辺海域で採掘可能な国産の石油と天然ガス」の活用を推進することで火力発電の燃料費を削減し、電力料金を安定させて、国民の皆様の生活や経済活動に貢献する。

<株主（39名）からのご提案（第4号議案から第12号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件(1)

定款に前文を新設し社是とする。

（前文）関西電力は、国民の暮らし・経済の基礎となる安全・安心の電力を供給する社会的責任を果たす企業である。

1. 電力システム改革により国家的にエネルギー自給自足をめざす。
2. 原子力発電をやめ地域分散型再生可能エネルギーを基軸とする社会をめざす。
3. 送配電部門は全国的公的運営機関に移管し、発電部門と電力小売り部門で健全運営をめざす。
4. 電力供給本来の業務を全うするため、ふさわしくない事業は廃止する。
5. 蓄積された技術を継承し、お客さまの電源選択権を保障し、ユニバーサルサービスに徹する。
6. ライフラインを維持発展させる目標に向かって全員の協働労働により聖域やタブーをつくらない民主的運営に徹する。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

第2条の2を新設する。

第2条の2 本会社の事業は、国民の安全を最優先するCSRに基づき運営する。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に経営方針に批判的な意見を含め正確に記載又は記録し、インターネットを通じて開示するものとする。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

第20条を以下のとおり変更する。

第20条 本会社の取締役は、12名以内とする。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

第32条を以下のとおり変更する。

第32条 本会社の監査役は、6名以内とし全員を環境保護NGO等からの推薦とする。

第9号議案 定款一部変更の件(6)

第44条を新設する。

第44条 地球環境の保全のための世界的取り組みをグループ全体で確認し、その推進のため当社は積極的な役割をはたす。

第10号議案 定款一部変更の件(7)

第45条を新設する。

第45条 従業員の基本的人権、消費者・地域住民の権利、グループ全体の労働環境向上を常に優先させる。

第11号議案 定款一部変更の件(8)

第46条を新設する。

第46条 ライフライン基盤強化のための設備投資と人材の確保を常に優先する。

第12号議案 定款一部変更の件(9)

第47条を新設する。

第47条 オール電化住宅が電力浪費の典型だったことを反省し、家電機器を「省エネ、省CO₂、安全、安価」で選択できるサービスに徹する。

<株主(129名)からのご提案(第13号議案から第19号議案まで)>

第13号議案 取締役解任の件

取締役 八木 誠を解任する。

第14号議案 定款一部変更の件(1)

第2条第1号に以下の項目を付記する。

1 電気事業

当事業においては安全確保を第一とする。

第15号議案 定款一部変更の件(2)

第2条第1号に以下の項目を追加する。

1 電気事業

原子力発電事業において被ばくは避けられないという本質に真摯に向き合い、原子力発電所の運転にあたっては微量の放射性物質も漏らさないこと。

また保全にあたる労働者を被ばくさせてはならない。

第16号議案 定款一部変更の件(3)

第48条を新設する。

第48条 報酬の個別開示

1 取締役は報酬、賞与を個別に開示する。

2 特別顧問、顧問、相談役は氏名を公表すると共に、報酬を個別に開示する。

第17号議案 定款一部変更の件(4)

第49条を新設する。

第49条 当社は原子力発電を稼働しない。

第18号議案 定款一部変更の件(5)

第50条を新設する。

第50条 当社は再処理をしない。

第19号議案 定款一部変更の件(6)

第51条および第52条を新設する。

第51条 日本原子力発電株式会社への出資、債務保証を禁止する。

第52条 日本原燃株式会社への出資、債務保証を禁止する。

<株主（2名）からのご提案（第20号議案から第25号議案まで）>

第20号議案 定款一部変更の件(1)

第5条の2を新設する。

第5条の2 本社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

第21号議案 定款一部変更の件(2)

第22条の2を新設する。

第22条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

第22号議案 定款一部変更の件(3)

第31条第2項を新設する。

第31条

2 本社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項第1号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第23号議案 定款一部変更の件(4)

第55条を新設する。

第55条 本社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

第24号議案 定款一部変更の件(5)

第56条を新設する。

第56条 本社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

第25号議案 定款一部変更の件(6)

第57条を新設する。

第57条 本社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

<株主（1名）からのご提案（第26号議案から第30号議案まで）>

第26号議案 定款一部変更の件(1)

第5条の3を新設する。

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

第27号議案 定款一部変更の件(2)

第20条を以下のとおり変更する。

第20条 本社の取締役は10名以内とする。

第28号議案 定款一部変更の件(3)

第53条を新設する。

第53条 本社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
 - (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
 - (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
- 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

第29号議案 定款一部変更の件(4)

第58条を新設する。

第58条 本社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

第30号議案 取締役1名選任の件

村上憲郎氏を社外取締役に選任する。

<株主（1名）からのご提案（第31号議案）>

第31号議案 定款一部変更の件

第54条を新設する。

第54条 本社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

- 2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

<株主からの修正動議>

第1号議案に対する修正動議

別途積立金の取崩し額を269,000,000,000円とする等。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議 案		賛 成 (割合)	反 対 (割合)	棄 権	決議結果
第1号議案		6,171,795個 (98.4%)	74,340個 (1.2%)	6,777個	可決
第2号議案	森 詳介	5,139,248個 (81.9%)	1,067,083個 (17.0%)	47,302個	可決
	八木 誠	5,243,686個 (83.6%)	962,646個 (15.3%)	47,302個	可決
	生駒昌夫	5,254,652個 (83.7%)	951,681個 (15.2%)	47,302個	可決
	豊松秀己	5,253,666個 (83.7%)	952,667個 (15.2%)	47,302個	可決
	香川次朗	5,254,892個 (83.7%)	951,441個 (15.2%)	47,302個	可決
	岩根茂樹	5,254,294個 (83.7%)	952,039個 (15.2%)	47,302個	可決
	廣江 譲	5,254,842個 (83.7%)	951,491個 (15.2%)	47,302個	可決
	橋本徳昭	5,254,683個 (83.7%)	951,650個 (15.2%)	47,302個	可決
	迎 陽一	5,251,145個 (83.7%)	955,188個 (15.2%)	47,302個	可決
	土井義宏	5,253,524個 (83.7%)	952,809個 (15.2%)	47,302個	可決
	岩谷全啓	5,254,750個 (83.7%)	951,583個 (15.2%)	47,302個	可決
	八嶋康博	5,266,669個 (83.9%)	939,664個 (15.0%)	47,302個	可決
	白井良平	5,253,947個 (83.7%)	952,386個 (15.2%)	47,302個	可決
	川邊辰也	5,267,159個 (83.9%)	939,174個 (15.0%)	47,302個	可決
	井上礼之	4,534,144個 (72.3%)	1,672,183個 (26.6%)	47,302個	可決
辻井昭雄	5,249,354個 (83.7%)	956,979個 (15.2%)	47,302個	可決	
玉越良介	5,203,915個 (82.9%)	1,002,418個 (16.0%)	47,302個	可決	
第3号議案		208,747個 (3.3%)	6,018,944個 (95.9%)	24,163個	否決
第4号議案		1,049,300個 (16.7%)	5,135,965個 (81.9%)	66,612個	否決
第5号議案		1,089,580個 (17.4%)	5,067,208個 (80.8%)	95,232個	否決
第6号議案		1,169,576個 (18.6%)	5,075,852個 (80.9%)	6,804個	否決
第7号議案		49,722個 (0.8%)	5,953,854個 (98.0%)	52,711個	否決
第8号議案		205,444個 (3.3%)	6,022,890個 (96.0%)	23,912個	否決
第9号議案		1,106,067個 (17.6%)	5,052,207個 (80.5%)	94,002個	否決
第10号議案		222,121個 (3.5%)	5,894,358個 (93.9%)	135,894個	否決
第11号議案		203,788個 (3.2%)	5,911,416個 (94.2%)	137,030個	否決
第12号議案		205,002個 (3.3%)	5,115,135個 (81.5%)	932,065個	否決
第13号議案	八木 誠	211,409個 (3.4%)	5,153,086個 (82.1%)	887,728個	否決
第14号議案		1,058,533個 (16.9%)	5,169,181個 (82.4%)	24,685個	否決
第15号議案		1,089,193個 (17.4%)	5,139,041個 (81.9%)	24,170個	否決
第16号議案		1,263,305個 (20.1%)	4,980,872個 (79.4%)	8,258個	否決
第17号議案		1,040,654個 (16.6%)	5,186,868個 (82.7%)	24,690個	否決
第18号議案		1,045,483個 (16.7%)	5,111,946個 (81.5%)	95,105個	否決
第19号議案		1,047,649個 (16.7%)	5,184,305個 (82.6%)	20,472個	否決
第20号議案		2,074,869個 (33.1%)	4,152,524個 (66.2%)	25,027個	否決
第21号議案		1,822,731個 (29.1%)	4,362,413個 (69.5%)	67,308個	否決
第22号議案		2,548,690個 (40.6%)	3,422,136個 (54.5%)	281,769個	否決
第23号議案		1,084,981個 (17.3%)	4,873,598個 (77.7%)	294,094個	否決
第24号議案		1,079,489個 (17.2%)	4,890,765個 (78.0%)	282,276個	否決
第25号議案		1,655,765個 (26.4%)	4,535,920個 (72.3%)	60,953個	否決
第26号議案		1,048,185個 (16.7%)	4,880,798個 (77.8%)	323,662個	否決
第27号議案		861,355個 (14.2%)	5,142,786個 (84.6%)	52,714個	否決
第28号議案		1,037,663個 (16.5%)	4,874,967個 (77.7%)	340,126個	否決
第29号議案		1,092,563個 (17.4%)	4,769,777個 (76.0%)	390,016個	否決
第30号議案	村上憲郎	1,654,319個 (26.4%)	4,275,714個 (68.2%)	322,275個	否決
第31号議案		1,352,627個 (21.6%)	4,875,264個 (77.7%)	24,690個	否決
第1号議案に対する修正動議		837,480個 (13.3%)	5,334,315個 (85.0%)	81,117個	否決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりである。

- (1) 第1号議案および第1号議案に対する修正動議は、出席した株主の議決権の過半数の賛成である。
- (2) 第2号議案および第30号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
- (3) 第3号議案から第12号議案まで、第14号議案から第29号議案まで、および第31号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
- (4) 第13号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した（株主提案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

以 上